

【参考資料1】

5 平成26年12月19日 金曜日 官報

(号外第284号)

読み替える新児童 手当法の規定	読み替える字句
第二十一条第二項 児童福祉法	読み替える字句

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童手当法の規定の適用についての技術的読替え)

内閣は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第四百四号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

御名 御璽

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（条例の制定に関する経過措置）

第四条 整備法の施行日から起算して一年を超えない期間内において、次の各号に掲げる規定に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、当該各号に定める規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

- 一 新児童福祉法第三十四条の八の二第一項 同条第二項
- 二 新児童福祉法第三十四条の十六第一項 同条第二項

第五条 この条から第七条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧児童福祉法 整備法第六条の規定による改正前の児童福祉法をいう。
- 二 旧共済法 整備法第二十九条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第一百五十五号)をいう。
- 三 新共済法 整備法第二十九条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法をいう。
- 四 新認定こども園法 一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)をいう。
- 五 一部改正法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)をいう。
- 六 旧保育所 旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。
- 七 新保育所 新児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。
- 八 学校法人 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。
- 九 社会福祉法人 社会福祉法(昭和二十四年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。
- 十 経営者 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和二十四年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第五項に規定する経営者をいう。
- 十一 共済契約対象施設等 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第八項に規定する共済契約対象施設等をいう。
- 十二 共済契約 社会福祉施設職員等退職手当共済法第一条第九項に規定する退職手当共済契約をいう。
- 十三 共済契約者 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十項に規定する共済契約者をい
- 十四 被共済職員 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十一項に規定する被共済職員をい

第二十二条第一項	同条第八項	読み替える後児童福祉法第五十六条第八項
第二十三条第三項	同法	児童福祉法

8 場合であつて、当該元施行時社福經營共済施設及び公布時学法經營旧保育所又は公布時学法經營幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者であるときは、当該元施行時社福經營共済施設の経営を開始する日に共済契約の申込みを行ふ場合に限り、当該元施行時社福經營共済施設を経営する間、当該学校法人を経営者とみなして新共済法の規定を適用する。

前項の場合における新共済法の規定については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧共済法」とあるのは「新共済法」と、同項の表第二条第一項の項及び第二条第四項の項中「第五条第十八号」とあるのは「第五条第二十一号」と、「元公布時社福經營共済施設」とあるのは「元施行時社福經營共済施設」と、同表第一条第六項の項中「経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第五条第十八号イ」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日前までの間、経過措置政令第五条第二十一号イ」と、同表第二条第八項の項中「経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日において」とあるのは「整備法の施行日の前日から経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日までの間」と読み替えるものとする。

（以下「整備法の施行日」という。）の前日から経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日までの間、経過措置政令第五条第二十一号イ」と、同表第二条第八項の項中「経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日において」とあるのは「整備法の施行日の前日から経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日までの間」と読み替えるものとする。

第一項、第五項又は第七項の規定により経営者とみなされた学校法人が幼保連携型認定こども園（当該学校法人が当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日においてその経営する共済契約対象施設等である元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設及び公布時学法經營旧保育所又は公布時学法經營幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けたものに限る。）を経営する者は、当該学校法人を経営者とみなして新共済法の規定を適用する。

前項の場合における新共済法の規定の適用については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧共済法」とあるのは「新共済法」と、同項の表第二条第一項の項中「第五条第十八号」とあるのは「第六条第九項」と、「元公布時社福經營共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所」とあるのは「幼保連携型認定こども園（学校法人）（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が同項に規定する元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）」と、同表第二条第四項の項中「特例幼稚園」とあるのは「特例幼保連携型認定こども園」と、「第五条第十八号」とあるのは「第六条第九項」と、「元公布時社福經營共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた幼稚園」とあるのは「幼保連携型認定こども園」と、同表第二条第六項の項中「第五条第十八号イに規定する廃止された学校教育法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園」とあるのは「特例幼稚園」とあるのは「幼保連携型認定こども園」とあるのは「幼保連携型認定こども園」である。

学校法人が幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が次に掲げる施設を、当該学校法人が公布時学法経営旧保育所又は公布時学法経営幼稚園をそれぞれ廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して当該学校法人が新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けるものに限る。）の経営を開始するときは、当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日に共済契約の申込みを行いう場合に限り、当該幼保連携型認定こども園を経営する間、当該学校法人を経営者とみなしして新共済法の規定を適用する。

この政令の公布の際現に当該社会福祉法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けている旧保育所であつて、整備法の施行日の前日から当該学校法人が当該幼保連携型認定こども園を経営する場合に限り、当該社会福祉法人が旧児童福祉法第四条第一項の規定による認可を受けたもの

二 この政令の公布の際現に当該社会福祉法人が学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けている幼稚園であつて、整備法の施行日の前日から当該学校法人が当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であった

前項の場合における新共済法の規定の適用については、第二項の規定を準用する。この場合にお

いて、同項中「旧共済法」とあるのは「新共済法」と、同項の表第二条第一項の項目中「第五条第十八号」とあるのは「第六条第十一項」と、「元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所」とあるのは「幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六条第十一項第一号に掲げる施設を廃止して、

学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七条）第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）」と、同表第二条第四項の項目中「特例幼稚園」とあるのは「特例幼保連携型認定こども園」と「第五条第十八号」とあるのは「第六条第十一項」と、「元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園」とあるのは「幼保連携型認定こども園（社会

福祉法人が経過措置政令第六条第十一項第二号に掲げる施設を廃止して、学校法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）」と、同表第二条第五項の項目中「特例幼稚園」とあるのは「特例幼保連携型認定こども園」と「第五条第十八号」とあるのは「第六条第十一項」と、「元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園」とあるのは「幼保連携型認定こども園（社会

福祉法人が経過措置政令第六条第十一項第二号に掲げる施設を廃止して、学校法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）」と、同表第二条第六項の項目中「経営者」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律第七十七条）第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）」と、同表第二条第四項の項目中「特例幼稚園」とあるのは「特例幼保連携型認定こども園」と「第五条第十八号」とあるのは「第六条第十三項に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所」と、同表第二条第八項の項目中「経営者が当該申出施設等の経営を開始する日」とあるのは「整備法の施行日」と「当該申出施設等の業務」とあるのは「経過措置政令第六条第十三項に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園の業務」と読み替えるものとする。

（学校法人が経営していた保育所等を経営する共済契約者である社会福祉法人に関する経過措置）
第七条 社会福祉法人が公布日の翌日から整備法の施行日の前日までの間のいずれかの日から元公布時学法経営施設の経営を開始する場合であつて、当該元公布時学法経営施設及び公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園の経営を開始するときは、当該元公布時学法経営施設及び公布時社福経営幼稚園法第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、整備法の施行日の前日までの間であつて当該元公布時学法経営施設を経営する間、当該社会福祉法人に使用される当該元公布時学法経営施設の業務に常時従事することを要している者であつて当該幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者となる者（当該社会福祉法人は、整備法の施行日の前日までの間であつて当該元公布時学法職員）とある。）について、当該幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者となる者は、当該社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで当該学校法人に使用され、第五条第二十一条イに規定する廃止された旧保育所又は同号口に規定する幼稚園の業務に常時従事することを要していた者であつて、厚生労働省令で定める事情により当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。第三項及び第五項において「認定こども園従事予定でないものとする」とできる。

社会福祉法人が公布日の翌日から整備法の施行日の前日までの間のいずれかの日から元公布時学法経営施設の経営を開始する場合であつて、みなし幼保連携型認定こども園（当該元公布時学法経営施設及び公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園で構成される幼保連携施設について一部改正法附則第三条第一項の規定により新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされるものに限る。）を経営しようとする者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、整備法の施行日の前日までの間であつて当該元公布時学法経営施設の業務に常時従事することを要する者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人に使用される当該元公布時学法経営施設を経営する間、当該社会福祉法人に使用される当該元公布時学法経営施設の業務に常時従事す

13 第三項の規定により経営者がみなし幼保連携型認定こども園（元公布時社福経営共済施設（整備法の施行日の前日において当該学校法人が経営する共済契約対象施設等であるものに限る。）及び公布時学法経営旧保育所又は公布時学法経営幼稚園で構成される幼保連携施設について一部改正法附則第三条第一項の規定により新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされたものに限る。）を経営する者であるときは、当該学校法人を経営者とみなして新共済法の規定を適用する。

前項の場合における新共済法の規定については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧共済法」とあるのは「新共済法」と、同項の表第二条第一項の項目中「第五条第十八号」とあるのは「第六条第十三項」と、「元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所」とあるのは「みなし幼保連携型認定こども園（当該元公布時学法経営施設の業務に常時従事する間、当該社会福祉法人に使用される当該元公布時学法経営施設を経営する間、当該社会福祉法人に使用される当該元公布時学法経営施設の業務に常時従事す

ることを要する者であつて当該みなし幼保連携型認定ことども園の業務に常時従事することを要する者となる者（当該社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで当該学校法人に使用され、第五条第二十二号イに規定する廃止された旧保育所又は同号口に規定する幼稚園の業務に常時従事することを要していた者であつて、厚生労働省令で定める事情により当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。第七項において「みなし認定ことども園従事予定公布時学法職員」といふことについては、旧共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとすることができる。

3 第一項の規定により認定ことども園従事予定公布時学法職員について被共済職員でないものとした社会福祉法人が整備法の施行日以後引き続き元公布時学法経営施設（整備法の施行日の前日において社会福祉法人が經營する共済契約対象施設等であつたものに限る。）を經營する者であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人に使用される当該元公布時学法経営施設の業務に常時従事することを要する者（第一項の規定により被共済職員でないものとされた者に限る。）については、新共済法第一条第十一項の規定にかかる。

4 社会福祉法人が整備法の施行日以後のいずれかの日から元施行時学法経営施設及び元公布時社福経営旧保育所又は元公布時社福経営幼稚園を開始する場合であつて、当該元施行時学法経営施設及び元公布時社福経営旧保育所又は元公布時社福経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定ことども園法第十七条第一項の規定により幼保連携型認定ことども園の設置の認可を受けようとする者（整備法の施行日の前日までに共済契約を締結し、当該共済契約を締結した日から引き続き共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、当該元施行時学法経営施設を經營する間、当該社会福祉法人に使用される当該元施行時学法経営施設の業務に常時従事することを要する者であつて当該幼保連携型認定ことども園従事予定の業務に常時従事することを要する者（当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。）により当該社会福祉法人に使用される当該幼稚園の業務に常時従事することを要していた者であつて、厚生労働省令で定める事情に規定する幼稚園の業務に常時従事することを要する者（当該社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで当該学校法人に使用され、第五条第二十五条イに規定する廃止された旧保育所又は同号口に規定する幼稚園の業務に常時従事することを要する者（当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。）を經營する者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、当該元施行時学法経営施設及び元公布時社福経営旧保育所又は元公布時社福経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定ことども園法第十七条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされたものに限る。）を經營する者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人に使用される当該みなし幼保連携型認定ことども園の業務に常時従事することを要する者（第二項の規定により被共済職員でないものとされた者に限る。）については、新共済法第二条第十一項の規定にかかる。

附 則

この政令は、整備法の施行の日から施行する。ただし、第三条及び第五条から第七条までの規定について、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 塩崎 恭久

あつて、厚生労働省令で定める事情により当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。については、新共済法第二条第十一項の規定にかかる。被共済職員でないものとすることができる。

一 この政令の公布の際現に当該学校法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けている旧保育所であつて、公布日から当該社会福祉法人が当該幼保連携型認定ことども園の經營を開始する日の前日までの間、当該学校法人が經營していたものを開始する日の前日までの間、当該学校法人が經營していたもの

6 社会福祉法人が幼保連携型認定ことども園（学校法人が次に掲げる施設を、当該社会福祉法人が公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園をそれぞれ廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して当該社会福祉法人が新認定ことども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けたものに限る。）を經營する者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人に使用される当該幼保連携型認定ことども園の業務に常時従事することを要する者（第一項又は前二項の規定により被共済職員でないものとされた者に限る。）については、新共済法第二条第十一項の規定にかかる。

7 布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園をそれぞれ廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して当該社会福祉法人が新認定ことども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けたものに限る。）の経営を開始する場合であつて、整備法の施行日の前日までに共済契約を締結し、当該共済契約を締結した日から引き続き共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人が公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定ことども園法第十七条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされたものに限る。）を經營する者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人に使用される当該みなし幼保連携型認定ことども園の業務に常時従事することを要する者（第二項の規定により被共済職員でないものとされた者に限る。）については、新共済法第二条第十一項の規定にかかる。

○厚生労働省令第百四十号
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第四百四号)第七条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十六年十二月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項等に規定する事情に関する省令

置に関する政令第七条第一項等に規定する事情に関する法律の施行に伴う経過措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項、第二項、第四項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げるいずれかの事情とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園の廃止及び設置者の変更

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五条第十二項の規定による承認を受けた保育所の廃止又は休止

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日の前日までの間におけるこの省令の規定の適用については、本則第二号中「第三十五条第十二項」とあるのは「第三十五条第七項」とする。